

# 山口県報

平成23年  
12月27日  
(火曜日)

## 目次

規則	一
山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
母子保健法の規定により徴収する費用の額に関する告示の一部改正(健康増進課)	三
地方卸売市場の卸売業者の住所の変更(流通企画室)	三
平成二十四年度産麦類の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	三
保安林の指定(森林整備課)	三
漁業災害補償法第五十条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(水産振興課)	四
漁業災害補償法第八十条第二項の規定による同意(水産振興課)	五
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	五
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	五
公告	五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	六
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(六件)(商政課)	七
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	一
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)	一
特定漁港施設の運営の事業認定申請書の提出(漁港漁場整備課)	四
人委規則	四
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	四
職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則	四
学校職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則	四
選管告示	四

直接請求に必要な有権者の数

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正(二件)

企業管理規程

山口県企業局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四十七号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第二項第六号中「第九十六条の三」を「第九十六条の六」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山口県告示第四百八十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年一月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 西日本ステンレス鋼線株式会社  
住 所 熊毛郡田布施町大字麻郷六一〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 西日本ステンレス鋼線株式会社  
所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷六一〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 力 (t/日)	予 定 年月日	間 隔 使用時間	一 日 当 た り の 使 用 時 間
六五	六 一、一七	平成二四、 一、二二	連 続 二 四 時 間	変 動 な し

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	検 出 せ ず	
六五	八・五	四八〇	六〇〇
	一〇・九	六〇〇	六〇
		七〇	三
		五	検 出 せ ず
		検 出 せ ず	検 出 せ ず

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	検 出 せ ず	
七	八・六	一四	一八
		一	二
		一〇	一六
		〇・二二	〇・二六
		八	七九
		八六・九	

### 山口県告示第四百九十号

母子保健法の規定により徴収する費用の額に関する告示(昭和五十九年山口県告示第五百三号)の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

表の備考2中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法(昭和40年法律第33号)(年齢19歳未満の扶養親族に係る扶養控除に関する規定の適用については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法)」に「計算された所得税の」を「計算された所得税の額を基礎として、別に定める算式により算定した」に改める。

### 山口県告示第四百九十一号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第十八条の規定により、次のとおり卸売業者の住所の変更の届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 許可番号 農卸第三三三号
- 二 卸売業者の氏名 惠本 秀壽
- 三 卸売業者の住所

変 更 後

変 更 前

美祢市大嶺町東分二五〇〇の一

美祢市大嶺町東分三四四三の三

四 地方卸売市場の名称及び所在地

美祢地方卸売市場

美祢市大嶺町東分三三四〇の三

五 変更年月日

昭和五十七年五月二十九日

### 山口県告示第四百九十二号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)第三条第一項の規定により、次

の市町の区域内のは場を平成二十四年産の麦類の指定種子生産は場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

市町名	面積(アール)
宇部市	二九六
山口市	六九五
防府市	一、四七九

### 山口県告示第四百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林の所在場所
    - 萩市大字福井上字葉山一七五八の一、字黒岩一七七一の一、字セカイ一八三四の一、字麦谷尻四五三六の一、川上字多々良石八六六五から八六六七まで、八六七〇、八六七一の一
  - 二 指定の目的
    - 水源のかん養
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。( )

一 保安林の所在場所

美祢市東厚保町川東字淵ヶ原九五四、九五五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市東厚保町川東字淵ヶ原九五四(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

宇部市大字小野字井手ノ上一四八八、一四九二、字登尾一五〇〇、一五〇九から一五二二まで、一五一七、一五一九、字貴布祢一五二〇、字雑田一五八七の一三、一五

八七の一四、字上登り尾二八七二から二八七五まで、字殿畑三七五〇の五、三七五〇の一〇、三七五〇の一四、三七五〇の一七、字上登尾五五一五、字中後迫五五一七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇部市大字小野字登尾一五〇九から一五二二まで・一五二七・字貴布祢一五二〇・字雑田一五八七の一三・一五八七の一四・字上登り尾一八七二から二八七五まで・字殿畑三七五〇の五・三七五〇の一〇・三七五〇の一四・三七五〇の一七

(以上一六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市川上字一ノ瀬三七一から三七三まで、三七五、三七六、一三六九、一三七〇、

字立野一三〇〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市川上字一ノ瀬三七二・三七三・三七五・三七六・一三六九・一三七〇・字立野一三〇〇(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百九十四号

漁業災害補償法第五十五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

表中「はえなわ」を「はえ縄」に、「小型いかつり漁業」を「小型いか釣り漁業」に、「かご」を「籠」に、

白木 森野区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字外人、大字西方、大字地家室、大字平野、大字森、大字神浦及び大字和佐の地域)	4 3 2 1 /	主として磯建網を使用して営む漁業 主として沖建網を使用して営む漁業 船びき網漁業 /から3までに掲げる漁業以外の漁業
-------------------------------------------------------------------------	-----------	---------------------------------------------------------------------

白木 森野区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち周防大島町大字外人、大字西方、大字地家室、大字平野、大字森、大字神浦及び大字和佐の地域)	5 4 3 2 1 /	船びき網漁業 主として磯建網を使用して営む漁業 主として沖建網を使用して営む漁業 /から4までに掲げる漁業以外の漁業
-------------------------------------------------------------------------	-------------	---------------------------------------------------------------------

山口県告示第四百九十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十五条第二項の規定による同意があつたと認められた。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
越ヶ浜区域			総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
"			大型定置網漁業及び総トン数五十トン以上の漁船により、まぐろをとることを目的とする漁業
"			籠を使用し、ばいがいをとることを目的とする漁業
通区域			総トン数十トン以上の漁船により、釣り又ははえ縄を使用して営む漁業のうち、主としてはえ縄を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業以外の漁業
川棚区域			総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業

山口県告示第四百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

を

に改める。

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称  
国清(4)地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市	名	大字	字	地名	地番	標柱番号
柳井市	柳井	門前	明音寺前	四三五七の一 八五七の一 四三三四の一 四三三三の二 四三三一の一 四三三一の地先 四三二八の三 四三二七の二〇地先	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号	

山口県告示第四百九十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次の

とおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

光市室積二丁目四〇四の二から同市室積三丁目四〇四の一八に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び1の地点と7の地点を結ぶ昭和四十六年九月十日付け指令港湾第一〇二二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・六〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 光市室積一丁目の室積四等三角点(北緯三三度五五分五六・五二三秒東 経一三二度五八分二四・七六一秒)から一六六度二四分一五秒四三三・五

〇メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一五四度四〇分二三秒六三・二八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三三九度三六分〇二秒一・六二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三三九度三五分一九秒二・六〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三九度三五分三六秒八七・七四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一四九度三五分一九秒二・六〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三九度三六分〇二秒〇・四四メートルの地点

(三) 面積

三、一八四・七七平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十一年一月二十日 指令平二〇港湾第六〇八号

三 関係図書を閲覧できる市町

光市

認可を受けた者

光市中央六丁目一番一号

光市

光市長 市川 照

五 認可の年月日

平成二十三年十二月十九日



(三九〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年一月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 ヒューマンネット二一下関

代表者の氏名 井上 隆純

主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字川棚七八三七番地

三 定款に記載された目的

少子高齢化が進む中で、障害を持った高齢者や介護の必要な高齢者に対して、共同生活の下で必要な介護や日常生活の世話及び機能訓練などの介護福祉活動を行い、心身のやすらぎを提供し、地域の高齢者やその家族が生きがいと安らぎを持って暮らせる地域づくり、地域福祉の増進に寄与すること。

(三九一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年二月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月十五日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名 称 特定非営利活動法人山口被害者支援センター  
 代 表 者 の 氏 名 小田 悦郎  
 主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一五六〇番地の二

(三九二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ザ・ビッグ小郡店  
 所在地 山口市小郡下郷七六三の二
- 二 届出者の氏名及び住所  
 氏 名 住 所  
 田中 康人 山口市小郡下郷九八六
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	藤 本 昭	岩 本 隆 雄

- 四 届出年月日  
 平成二十三年十二月二日  
 変更年月日
- 五 届出年月日  
 平成二十三年五月十二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ザ・ビッグ小郡店  
 所在地 山口市小郡下郷七六三の二

- 二 届出者の氏名及び住所  
 氏 名 住 所  
 田中 康人 山口市小郡下郷九八六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業者の住所	兵庫県姫路市北条口四丁目四	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一

- 四 届出年月日  
 平成二十三年十二月二日  
 変更年月日
- 五 届出年月日  
 平成二十三年十月三日

(三九三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 マックスバリュ防府店  
 所在地 防府市警固町一丁目一番五五号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所  
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一  
 式会社 代 表 者 の 氏 名 岩 本 隆 雄
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	藤本 昭	変 更 前
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	マックスバリュ西日本株式会社	岩本 隆雄	変 更 後

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 マックスバリュ防府店  
所在地 防府市警固町一丁目一番五五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二  
式会社 岩本 隆雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を 設置する者の住所	兵庫県姫路市北条口 四丁目四	変 更 前
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	マックスバリュ西日本株式会 社	兵庫県姫路市三左衛 門堀東の町二二	変 更 後

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十月三日

(三九四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日までの間、  
山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供しま  
す。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 通津ショッピングセンター  
所在地 岩国市通津三七三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
安堂畜産株式会社 岩国市周東町上久原二九八の一 安堂 光明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	藤本 昭	変 更 前
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	マックスバリュ西日本株式会 社	岩本 隆雄	変 更 後

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 通津ショッピングセンター  
所在地 岩国市通津三七三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
安堂畜産株式会社 岩国市周東町上久原二九八の一 安堂 光明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
---------	-------------------------------	-------------	-------------



大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
 マックスバリュ西日本株式会社  
 兵庫県姫路市北条口四丁目四  
 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一

四 届出年月日  
 平成二十三年十二月二日  
 変更年月日  
 平成二十三年十月三日

(三九五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市玖珂総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十七日  
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 玖珂ショッピングセンター  
 所在地 岩国市玖珂町五一四九の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一 岩本 隆雄  
 株式会社

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 藤本 昭	変更後 岩本 隆雄
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名		
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名		

四 届出年月日  
 平成二十三年十二月二日  
 変更年月日

平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 玖珂ショッピングセンター  
 所在地 岩国市玖珂町五一四九の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一 岩本 隆雄  
 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 兵庫県姫路市北条口四丁目四	変更後 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一
大規模小売店舗を 設置する者の住所		
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所		

四 届出年月日  
 平成二十三年十二月二日  
 変更年月日  
 平成二十三年十月三日

(三九六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市商工観光部商工政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 株式会社いちや家具店  
 所在地 周南市大字夜市二九三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社いちや家具店 周南市みなみ銀座二丁目二七 所 代表者の氏名  
 林 敏寛  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	林 隆信	林 敏寛

四 届出年月日  
 平成二十三年十二月二日  
 五 変更年月日  
 平成二十一年五月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 株式会社いちや家具店  
 所在地 周南市大字夜市二九三六の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社いちや家具店 周南市みなみ銀座二丁目二七 所 代表者の氏名  
 林 敏寛  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社 マックスバリュ西日本株式会社	藤本 昭	岩本 隆雄

四 届出年月日  
 平成二十三年十二月二日  
 五 変更年月日  
 平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 株式会社いちや家具店

所在地 周南市大字夜市二九三六の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社いちや家具店 周南市みなみ銀座二丁目二七 所 代表者の氏名  
 林 敏寛  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社 マックスバリュ西日本株式会社	兵庫県姫路市北条口四丁目四	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一

四 届出年月日  
 平成二十三年十二月二日  
 五 変更年月日  
 平成二十三年十月三日

(三九七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十七日  
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ田布施店  
 所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇一の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一 所 代表者の氏名  
 岩本 隆雄  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
---------	---------------------------	-------	-------

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	藤本 昭
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	岩本 隆雄
大規模小売店舗の 名称及び所在地	マックスバリュ西日本株式会 社

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ田布施店

所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	兵庫県姫路市北条口四丁目四		
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	マックスバリュ西日本株式会 社		
		兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二	

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十月三日

(三九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年八月九日山口県公告(二五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三九九) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

区 分	期 間	数 量
まあじ	平成二十三年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン
	平成二十四年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン
まいわし	平成二十三年一月から同年十二月まで	若干
	平成二十四年一月から同年十二月まで	若干
まさば及びこまさば	平成二十三年七月から平成二十四年六月まで	若干

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進  
持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項  
本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十三年及び平成二十四年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びこまさばの平成二十四年七月から平成二十五年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項  
(一) まあじ  
中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

区 分	採 捕 の 種 類	数 量	
		平成二十三年	平成二十四年
まあじ	中型まき網漁業	四、八〇〇トン	四、〇〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
"	定置漁業権に基づく定置漁業(以下、「大型定置漁業」という。)	若干	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項  
本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十三年及び平成二十四年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

するめいか	平成二十四年七月から平成二十五年六月まで	未定
平成二十三年一月から同年十二月まで	若干	
平成二十四年一月から同年十二月まで	若干	

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十三年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		瀬戸内海	平成二十四年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る)	瀬戸内海	平成二十三年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		周防灘	平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る)	周防灘	平成二十三年一月十日から同年二月十日まで	一一、六八五

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば  
 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか  
 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項  
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十三年及び平成二十四年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十三年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びひけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びひけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十三年一月十日から同年二月十日まで	一一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項  
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十三年及び平成二十四年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(四〇〇) 特定漁港施設の運営の事業認定申請書の提出

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十七条の二第一項の規定により、次のとおり特定漁港施設の運営の事業認定申請書の提出がありました。

当該申請書は、平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年一月六日までの間、山口県下関水産振興局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称

下関唐戸魚市場株式会社

二 特定漁港施設の運営の事業の名称

下関地区特定漁港施設運営高度化推進事業

三 特定漁港施設の運営の事業の内容

下関漁港地方卸売市場の荷さばき所に、活魚水槽、保蔵施設等を整備することにより、下関漁港における水産物の衛生管理及び品質管理の方法の改善並びに集荷及び出荷に係る業務の効率化を図る。

四 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模及び構造

名称	規模	構造
荷さばき所	四七七平方メートル	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 平屋建

五 貸付けを受けようとする特定漁港施設の貸付期間

平成二十四年一月一日から平成二十七年二月二十八日まで

六 意見書の提出方法、提出期限及び提出先

下関漁港の適正な運営の確保の見地からの意見を有する者は、平成二十四年一月六日(金曜日)午後五時十五分までに、当該意見の内容並びに住所及び氏名を記載した書面を下関市大和町一丁目一六番一号(郵便番号七五〇〇〇六七)山口県下関水産振興局に提出してください。



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第二十一号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「育児休業をしている職員」の下に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を、「公益的法人等派遣職員」の下に「(当該育児休業の申出に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十三年十二月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第二十二号**

職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員の特別休暇の特例に関する規則(平成二十三年山口県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第二十三号**

学校職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則  
 学校職員の特別休暇の特例に関する規則（平成二十三年山口県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。  
 「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。



**山口県選挙管理委員会告示第百号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十三年十二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、〇六二
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二六七、一八一
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二六七、一八一

  

選挙区	必要な有権者の数
大島郡選挙区	七二二
熊毛郡選挙区	七〇三
下関市選挙区	七〇三
宇部市選挙区	七〇三
山口市選挙区	七〇三
萩市阿武郡選挙区	七〇三

県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	選挙区	必要な有権者の数
地方自治法第八十条第一項	地方自治法第八十一条第一項	下松市選挙区	一三二
		岩国市選挙区	一四一
		光市選挙区	一四四
		長門市選挙区	一四四
		柳井市選挙区	一四四
		美祢市選挙区	一四四
		周南市選挙区	一四四
		山陽小野田市選挙区	一四四

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	選挙区	必要な有権者の数
地方自治法第八十一条第一項	地方自治法第八十一条第一項	防府市選挙区	一八二
		萩市選挙区	一八二
		宇部市選挙区	一八二
		山口市選挙区	一八二
		萩市阿武郡選挙区	一八二



**山口県公安委員会告示第六十九号**

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県公安委員会

「西宇部北五丁目、西宇部北六丁目、西宇部北七丁目」を加える。

**山口県公安委員会告示第七十号**

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十七日

山口県公安委員会

表山口県下関警察署の部漁港警備派出所の項を削る。



### 山口県企業管理規程第三号

山口県企業局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

山口県公営企業管理者 藤部 秀則

山口県企業局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員の特別休暇の特例に関する規程(平成二十三年山口県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

平成二十三年十二月二十七日印刷  
平成二十三年十二月二十七日発行

発行人所

山口県知事